明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一一六）　一
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（**同**一一七）　三
〔規　則〕
○国際規制物資の使用等に関する規則（**原子力規制委**四）　七
〔告　示〕
○厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件（**厚生労働**二七七）　五七
○令和六年度技能検定実施計画の一部を改正する件（**同**二七八）　五八
〔官庁報告〕
公聴会
公聴会開催に関する公示（運輸審議会）　五八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六五
特殊法人等
令和五年度厚生労働省第二共済組合の決算、独立行政法人国際協力機構令和五事業年度決算（一般勘定・有償資金協力勘定）、令和五事業年度独立行政法人住宅金融支援機構の財務諸表、税理士登録抹消関係　八七
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　一〇三
会社その他
会社決算公告　一〇五

省令

○厚生労働省令第百十六号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四項並びに第四十七条第一項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月二十九日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁